

# 令和3年度 宮崎県行財政改革懇談会

日時：令和3年7月27日（火）  
14時30分～16時00分  
場所：県庁講堂（本館2階）

## 次 第

1 開 会

2 知事挨拶

3 説 明

（1）「みやざき行財政改革プラン（第三期）」に基づく行財政改革の取組について

（2）行財政改革において特徴的な取組について

1. 働き方改革の推進

2. 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進

4 意見交換

5 閉 会

## 令和3年度 宮崎県行財政改革懇談会 出席者一覧

### 【 委 員 】

(五十音順、敬称略)

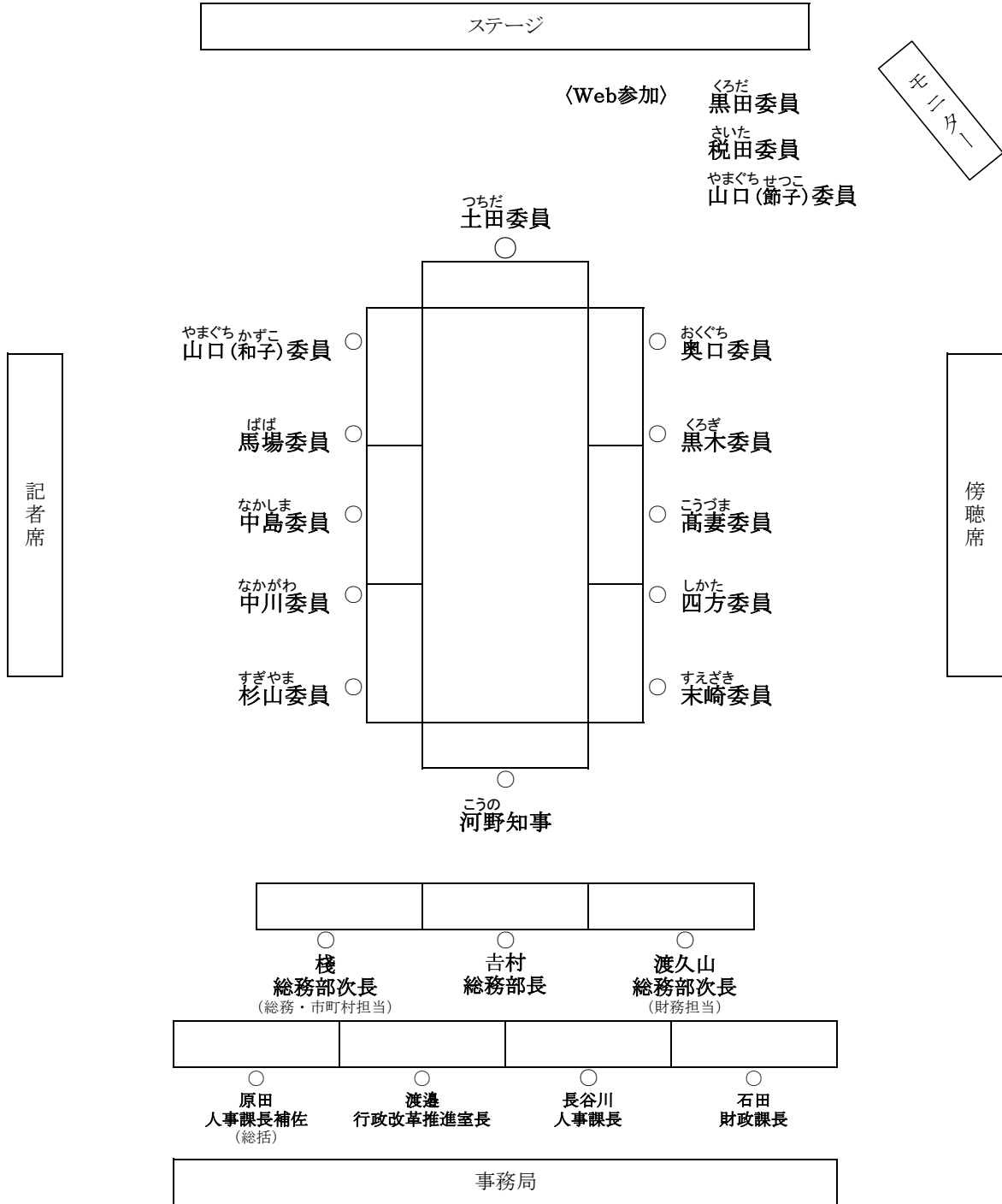
	委 員 氏 名	職 名	備 考
1	奥口 一人	(公募委員)	会場
2	黒木 定藏	宮崎県町村会会長 (西米良村長)	会場
3	黒田 奈々	NPO法人ドロップインセンター副理事長	Web
4	高妻 和寛	公認会計士	会場
5	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン専務取締役	Web
6	四方 由美	宮崎公立大学教授	会場
7	末崎 和彦	宮崎日日新聞社論説委員長	会場
8	杉山 智行	一般財団法人みやざん経済研究所主任研究員	会場
9	土田 博	座長 南九州短期大学教授	会場
10	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	会場
11	中島 隆志	(公募委員)	会場
12	馬場 愛子	中小企業診断士	会場
13	山口 和子	株式会社ポップミックス代表取締役	会場
14	山口 節子	宮崎県商工会議所女性会連合会理事	Web

### 【 県 】

職 名	氏 名
知事	河野 俊嗣
総務部長	吉村 久人
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧 亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山 武志
人事課長	長谷川 武
財政課長	石田 渉
人事課行政改革推進室長	渡邊 世津子

# 令和3年度 宮崎県行財政改革懇談会 座席表

日時： 令和3年7月27日（火）  
 14時30分～16時  
 場所： 県庁講堂（本館2階）





## みやざき行財政改革プラン（第三期）に基づく行財政改革の取組について

人事課行政改革推進室

令和元年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン（第三期）」に基づき、行財政改革に取り組んでいます。

## みやざき行財政改革プラン（第三期）の概要

- 基本理念 県総合計画の基本目標『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立
- 推進期間 令和元年度から令和4年度まで（4年間）
- 推進体制 行財政改革推進本部（本部長：知事）を中心として、全庁的な行財政改革を推進し、改革の進捗状況を毎年度公表

## みやざき行財政改革プラン（第三期）

## 改革プログラム

## 視点1 効率的で質の高い行政基盤の構築

- (1) 簡素で効率的な行政組織等の整備
- (2) 危機事象への対応
- (3) 信頼性を高める行政運営
- (4) 県政運営の透明性の確保

## 視点2 県民ニーズに対応した行政サービスの提供

- (1) 県民ニーズの的確な把握と県政への反映
- (2) 県民サービス・利便性の向上
- (3) 県民等との連携・協働
- (4) 市町村等との連携

## 視点3 県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進

- (1) 県政を担う人材の育成・確保
- (2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備
- (3) 職員の意識改革と働きやすい職場づくり
- (4) 公務能率の向上

## 視点4 健全な財務基盤の構築と資産の有効活用

- (1) 自主財源の確保とコスト縮減
- (2) 県有財産等の資産の有効活用

## 財政健全化指針

令和2年度の主な取組については、次のとおりです。

# 1 効率的で質の高い行政基盤の構築

## (1) 簡素で効率的な行政組織等の整備

- ① 厳しい財政状況の中、簡素で効率的な組織体制を維持しながら県民ニーズに的確に対応するため、主に次のような組織改正を実施
  - ・ 広域的な連携を行う体制を強化するため広域連携推進室を設置
  - ・ 新型コロナウイルス対策担当及びワクチン接種担当を設置
  - ・ 新たな農業施策に対応するため体制を強化
  - ・ 医師の確保を図り救急部門等の機能を強化
  - ・ ICTを活用した教育政策を推進するため教育情報化推進担当を設置

- ② 知事部局等において、職員数を3,800人程度で適正な定員管理を実施  
[職員数の推移] ※各年度4月1日現在(単位:人)

	H29	H30	R元	R2	R3
知事部局等	3,801	3,793	3,783	3,798	3,791

- ③ 職員の給与について、民間給与との較差等に基づいた人事委員会勧告等を踏まえ、適正な給与管理を実施し、県広報やホームページにて公表
- ④ 公営企業の健全な経営を維持するため、次のような取組を実施
  - ・ 企業局:「宮崎県企業局経営ビジョン」に基づき、発電所の発電設備一括更新工事を実施
  - ・ 病院局:感染症指定医療機関としての役割を担うとともに地域の中核病院として通常医療を安定的に提供
- ⑤ 「新宮崎県公社等改革指針」に基づき、統廃合や経営の自立化、健全化に向けた取組を行うとともに、公社等改革の状況について点検・評価を実施し、県ホームページに公表

## (2) 危機事象への対応

- ① 風水害や南海トラフ地震を想定した図上訓練を実施し、災害発生時の迅速な情報収集・応急対策の体制を更に強化
- ② 宮崎県業務継続計画(BCP)に基づき、必要な物資等の調達を行うとともに、BCP事務局運営訓練や県庁非常事態移行訓練などを実施し、職員の対応力を強化
- ③ 8月に防災庁舎の供用を開始するとともに、県と市町村における新たな防災情報共有システムの運用を開始  
また、防災庁舎を活用し防災学習や関係機関等への防災研修を実施し、県

民の防災意識の啓発を促進

### (3) 信頼性を高める行政運営

- ① 法令遵守(コンプライアンス)意識を徹底するため職場研修や階層別研修において研修を実施するとともに、各所属で定期的な点検・研修を実施
- ② 公益通報制度については、制度の周知徹底を図るとともに、遅滞なく通報に対応できよう外部通報窓口を継続して設置
- ③ 令和2年4月から内部統制制度の運用を開始し、各所属において年間2回の点検を実施  
各所属において、点検結果をもとにリスクを未然に防止するためリスク対応策の確認や不備が発生した場合の改善の取組を実施
- ④ 適正な公文書管理を図るため、研修や自己点検による職員の文書管理意識の向上、文書整理推進期間における全庁的な公文書の適正な保管・管理、廃棄を実施
- ⑤ 適正な会計事務及び物品管理・調達事務の確保のため、研修動画の掲載など職員研修の充実を図るとともに、業務をわかりやすく解説した情報誌等による職員啓発を実施  
また、出先機関への実地指導検査や職場OJTにより支援
- ⑥ 令和2年4月1日施行の「宮崎県監査基準」に基づき、適切に監査を実施

### (4) 県政運営の透明性の確保

- ① 県総合計画に掲げる施策について、政策評価を実施し、取組状況を検証するとともに、評価結果については、「主要施策の成果に関する報告書」により議会に報告  
また、県民意識調査を実施し、政策評価や施策の展開の見直しに活用
- ② 公共事業評価(事前評価 10件、再評価 9件、事後評価 10件)を実施し、社会資本整備の効果や透明性を確認  
入札・契約監視委員会を開催し、入札・契約手続の透明性と適切な運用を確保
- ③ 情報公開制度の適切な運用を行うとともに、県政情報の公表・提供を推進
- ④ 退職予定者に対し、営利企業等に再就職した元職員による職員への働きかけの禁止について周知を図るとともに、本庁課長級以上の者の再就職状況(令和元年度末再就職者39名)を公表し、透明性を確保

## 2 県民ニーズに対応した行政サービスの提供

### (1) 県民ニーズの的確な把握と県政への反映

- ① 戦略的広報活動推進のため、次のような取組を実施
  - ・ マスコミへのパブリシティ活動、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページ、SNS、広報紙等により、県の取組や話題を積極的に情報発信
  - ・ イベントや職員採用関連情報等、県政に関するタイムリーな情報については、ツイッターやフェイスブック、LINEなどを活用
  - ・ 県ホームページに「新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」を設け、感染状況や相談窓口の案内等を随時掲載
  
- ② 県民の様々な意見を県政に反映させるため、次のような取組を実施
  - ・ 「知事とのふれあいフォーラム」開催回数 1回
  - ・ 出前講座実施回数 27回
  - ・ 「県民の声」受付件数 1241件
  - ・ パブリック・コメント実施件数 26件
  
- ③ 附属機関等の運営について、県民の意見をより県政に反映させ、会議の公平性・透明性の向上と活性化を図るため、委員の公募や女性委員の比率の向上に努めた

### (2) 県民サービス・利便性の向上

- ① 新型コロナウイルス感染症対策にも配慮しつつ、県民サービス・利便性を向上
  - ・ 県税の納付方法にスマートフォン決済アプリを導入し、納税しやすい環境づくりを推進
  - ・ 総合博物館において、ホームページをユニバーサルデザインを意識したリニューアル
  - ・ みやざき外国人サポートセンターにおいて、相談窓口として電話・メール等に加えオンラインでの対応を追加
  - ・ 警察本部において、地域の安全や交通安全に関するツイッターを開設
  - ・ ひきこもりや就職氷河期世代の方の相談窓口としてLINEを活用
  
- ② コロナを機に感染症防止に併せ業務効率化を目的とし、国から「書面規制・対面規制・押印の見直し」の方針が示されたため、国の方針に基づき、押印の見直しに取り組むこととし、各部局において規則等の見直しを実施
  
- ③ みやざき行財政改革プランについて、県民からの認知度を高め、県民目線の行財政改革を推進するため、県広報やホームページ等で情報発信



### (3) 県民等との連携・協働

- ① NPOのほか、県民、企業、公益法人、大学等の多様な主体との協働を推進するため、みやざきNPO・協働支援センターを拠点として、県事業において、418件の協働事業を実施（うち、協働によるひなたづくり公募型事業3件）
- ② 県民や企業等のボランティアに対する関心・理解を深めるため、研修会等を開催したほか、「みやざき社会貢献活動表彰」において、1個人、4団体を表彰
- ③ 指定管理者制度を導入している公の施設において、民間事業者のノウハウの活用、利用者の視点に立った適切な管理運営が行われるようモニタリングを実施し、公表
- ④ 効果的な施設整備・公共サービスの提供を目的としたPPP/PFI手法の導入検討を行い、宮崎県東京ビル再整備においてPPP手法（定期借地権方式）の導入を決定し、基本計画を策定・公表

※「PPP（Public Private Partnership）」とは、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのことで、指定管理やアウトソーシングを含む様々な形態があります。

### (4) 市町村等との連携

- ① 知事と市町村長が行政の重要課題について協議する場としては、令和2年度については、特に感染症対策に関する意見交換会を実施し、県と市町村及び市町村間の連携を強化  
また、県職員と市町村職員が市町村の抱える課題等について意見交換をする「市町村サポートチーム」を2団体と実施
- ② 市町村と共同で人材育成に取り組むため、市町村から県に43名を受入れるとともに、県から市町村に32名を派遣し、県と市町村との連携を通じた職員の資質向上を実現
- ③ 自治体間における連携をシステム面でも支援するため、宮崎縣市町村IT推進連絡協議会において宮崎行政情報ネットワーク（県と市町村が共同で構築・運用する広域行政情報ネットワーク）の運用を開始し、県及び市町村間のネットワーク（通信環境）を向上  
また、市町村の行政情報システムの調達等を支援するため、IT調達ガイドラインを見直し、研修等を実施
- ④ 行政サービスの利便性向上や効率化を図るため、市町村との協議を行いながら、権限移譲を促進（令和3年4月1日時点：累計1,202事務）

### 3 県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進

#### (1) 県政を担う人材の育成・確保

- ① 人材育成と組織の活性化を図るための人事評価を実施するとともに、人事交流や長期派遣研修、希望する職員を専門性の高い特定分野に配置するなど、多様な人事ローテーションにより職員の能力開発を支援
- ② 社会情勢の変化に対応した採用試験制度の見直し
  - ・ 一般行政特別枠を新設
  - ・ 技術系職種における教養試験の負担軽減
  - ・ S P I 3試験の対象を技術系職種へ拡大することを検討（令和3年度から実施）
- ③ オンラインでの「県職員・警察官就職ガイダンス」、ツイッターやLINE等の活用、保護者向けガイダンスの実施など、多様な人材確保を図るため、コロナ禍においても積極的な採用活動を実施
- ④ 会計年度任用職員制度の運用を開始し、業務内容や勤務形態などを考慮し適切な勤務条件を設定

#### (2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備

- ① 女性職員が活躍できる場をさらに広げるとともに、管理職員として必要な経験や能力を備える女性職員を育成するため、様々な研修や意欲と能力に応じた人事配置等を実施  
(知事部局職員の副主幹ポスト職に占める女性の割合：16.0%(0.9ポイント増))
- ② 職員の仕事と子育ての両立や女性の活躍を推進するための「宮崎県特定事業主行動計画（第4期）『県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン』」に基づき、出産予定の女性職員だけでなく、配偶者が出産予定の男性職員についても積極的に各所属において面談を実施するとともに、各種育児支援制度の活用を推進  
(男性の育児休業取得率：17.6%(0.2ポイント増))

#### (3) 職員の意識改革と働きやすい職場づくり

- ① 所属や職員間でコミュニケーションが活発な風通しの良い職場環境づくりを進めるため、「部局長メッセージ」の発信を含めた部局内の意見交換の活性化やハラスメントの防止に向けた職場研修や点検を実施
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、県庁における「働き方改革」の方針に基づき、時差出勤の拡大やサテライトオフィスの利用促進、在宅勤務

の試行を実施し、柔軟な働き方を推進

教育委員会においては、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、スクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフ配置を強化し、時間外勤務の縮減を推進

- ③ 安心して育児休業を取得でき、また、円滑に職場復帰ができるよう、「子育てマイプラン」を活用した両立支援担当者（所属の人事担当職員）との面談や女性職員サポート制度（女性職員を対象とした相談窓口）を実施  
警察本部においては、夫婦同一所属配置の推進、育児や介護等配慮すべき事情を有する職員を定時退庁等が可能な「両立支援ポスト」に配置、「要両立支援対象者」に指定するなど、仕事と家庭の両立を積極的に支援
- ④ 長時間勤務職員に対する健康管理対策やストレスチェック、メンタルヘルス研修などのメンタルヘルス対策を実施

#### （４）公務能率の向上

- ① 県税・総務事務所の窓口収納業務へのセミセルフレジの導入、多くの職員が携わる共通事務のシステム改修等により業務の効率化を推進
- ② 庁内20業務について、RPA（ソフトウェア・ロボットによる業務の自動化）を導入し、効果を検証（削減見込み時間合計：約3,800時間）  
RPA導入に関する研修や評価報告会を実施し、全庁的なICT活用を促進
- ③ 様々なICTを活用した業務の効率化を積極的に推進
- ・ テレビ会議システムの利用拡大（令和元年度 1,449時間→令和2年度 6,500時間）
  - ・ 電子申請システムの利用拡大（令和元年度 50,730件→令和2年度 99,760件）
  - ・ AI議事録作成支援システムの導入（削減見込み時間 約1,700時間）
  - ・ 新たなコミュニケーションツールを導入

## 4 健全な財務基盤の構築と資産の有効活用

### (1) 自主財源の確保とコスト縮減

- ① 行政情報システムのサーバ統合基盤への移行を引き続き推進、令和2年度で95%について移行を完了させ、安定運用とコスト縮減を実現
- ② 「宮崎県庁エコプラン」に基づき、クールビズや一斉消灯デー、ノーマイカーデー、冷暖房の適正温度設定を実施
- ③ 個人県民税の確保のため、併任人事交流の実施、地方税法第48条に基づく直接徴収及び給与所得者の特別徴収の適正な実施に向けた方策の推進に取り組み、滞納繰越調定額の割合減少を実現  
(令和元年度2.6%→令和2年度2.5% (0.1ポイント減) ※暫定値)
- ④ 納期内納付について、テレビ、ラジオ、SNSを活用した広報活動のほか、県・市町村・民間企業合同の啓発活動の実施等により、県民の自主納税意識の醸成を図り、納期内納付率の向上を達成  
(令和元年度80.0%→令和2年度82.1% (2.1ポイント増))
- ⑤ 税外債権滞納対策強化のため、強制徴収可能な税外債権の一つであるプレジャーボート係留施設使用料の債権管理・回収について、港湾事務所・土木事務所の担当職員を徴税吏員として県税・総務事務所兼務とするとともに、徴収事務研修を実施するなど、督促から滞納処分に係る一連の債権管理・回収業務を強化

### (2) 県有財産等の資産の有効活用

- ① 老朽化が進む公共施設等について、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施し、財政負担の軽減や公共施設等の最適な配置の実現を図るため、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画策定を進め、令和2年度末までに全ての施設の個別施設計画を策定し、保全・管理を効果的に推進  
(令和2年度個別計画策定実績…スポーツ施設、県立学校施設、警察施設、県立病院施設等)
- ② 未利用財産の売却を推進するため、一般競争入札を4回、インターネット公売を1回実施し、一般会計全体で3億8,242万円を売却
- ③ 防災庁舎へコンビニエンスストアを設置し、来庁者や職員の利便性を図るとともに財産貸付料収入を確保
- ④ 県立試験研究機関において新技術・新品種等の研究開発に取り組むとともに、企業や団体等と実施許諾契約を結び知的財産権の活用を促進  
(新たな特許出願3件、審査請求5件、特許権取得5件)

# 財政健全化指針

## 1 財政健全化に係る目標

### (1) 財政関係2基金の残高確保

- 令和元年度6月補正(肉付け)後残高: 227億円(指針策定時)
- 令和3年度当初予算編成後残高: 237億円

### (2) 県債残高の抑制

- 令和元年度6月補正(肉付け)後年度末残高見込み: 8,490億円(指針策定時)  
(うち臨時財政対策債を除く: 4,866億円)
- 令和3年度当初予算編成後の年度末残高見込み: 8,488億円  
(うち臨時財政対策債を除く: 4,971億円)

### (3) 健全化判断比率の維持

- 令和元年度決算
  - 実質公債費率: 11.0%(早期健全化基準: 25.0%)
  - 将来負担费率: 111.2%( " : 400.0%)

## 2 財政見通しの公表

### (1) 財政見通し(試算)

(単位: 億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	6,051	6,200	6,200	6,212	6,188	5,788	5,866	5,753	5,750	5,735
県債(臨時財政対策債除く)	384	631	653	653	611	375	388	360	350	342
歳出	6,255	6,438	6,416	6,421	6,388	6,007	6,086	5,985	6,001	5,973
公債費	780	741	685	676	686	664	684	722	733	723
普通建設事業費	928	1,328	1,364	1,371	1,289	927	903	873	863	854
収支不足	▲204	▲237	▲216	▲209	▲199	▲219	▲220	▲232	▲251	▲238
財政関係2基金残高(2月補正後)	440	413	408	408	419	401	393	371	329	301
県債残高	8,488	8,662	8,956	9,256	9,502	9,531	9,479	9,391	9,249	9,083
うち臨時財政対策債除く	4,971	5,134	5,411	5,685	5,924	5,936	5,938	5,896	5,820	5,716

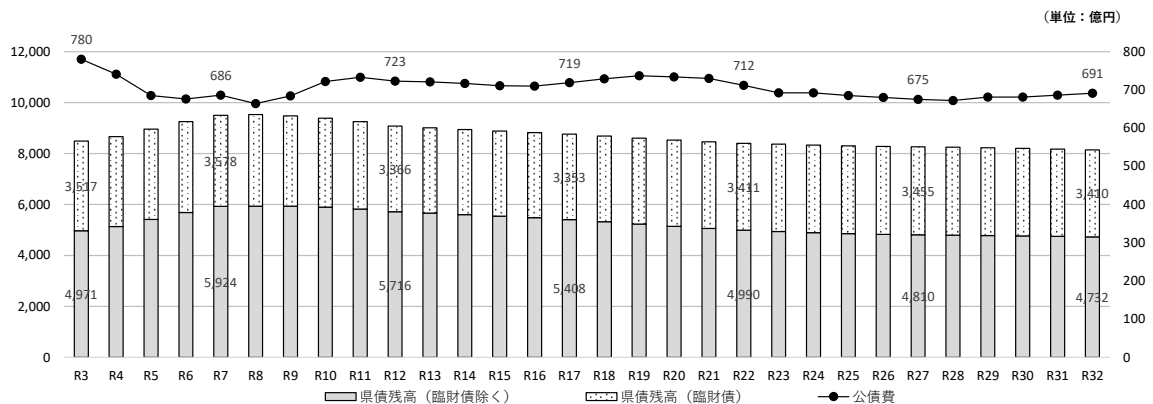
### ○ うち国スポ・障スポ大会及び国土強靱化加速化対策に係る経費の試算

(単位: 億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
国スポ・障スポ大会関係	27	95	145	142	45	43	108	-	-	-	605
ハード整備	24	87	140	135	33	17	10	-	-	-	446
ソフト事業	3	8	5	7	12	26	98	-	-	-	159
国土強靱化加速化対策関係	59	378	378	378	378	-	-	-	-	-	1,571
補助・直轄	(319)	319	319	319	319	-	-	-	-	-	1,276
単独	59	59	59	59	59	-	-	-	-	-	(1,595)
											295

( )内は令和2年度2月補正額を含む参考値

### (2) 公債費と県債残高の推移



### ○ 健全化判断比率の試算

(単位: %)

	R元		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	...	R32
	決算	同規模県平均												
実質公債費比率	11.0	11.0	9.8	9.2	8.7	8.3	8.1	8.0	8.0	8.2	8.4	8.5	...	7.9
将来負担比率	111.2	173.5	102.1	106.5	109.0	112.3	114.8	115.7	119.3	120.0	120.1	119.0	...	115.1

「みやぎき行財政改革プラン（第三期）」の数値目標進捗状況一覧

数値目標の名称	基準	実績	目標	頁
	平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	
1 知事部局等職員数	2019.4.1 3,783人	2021.4.1 3,791人	2023.4.1 約3,800人	9
2 供給電力量（電気事業）	570,323千kWh	436,649千kWh	457,000千kWh 以上	10
3 契約水量（工業用水道事業）	98,180m <sup>3</sup> /日	98,180m <sup>3</sup> /日	98,000m <sup>3</sup> /日 以上	
4 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数 （地域振興事業）	27,002人	29,632人	31,500人以上	
5 病院事業全体での収支均衡（総収支比率）	2019年度 100.1%	2019年度 98.1%	100.0%以上	11
6 公社等の数	2018.4.1 44法人	2021.4.1 41法人	2023.4.1 40法人	12
7 公社等への県職員派遣数	2018.4.1 98人	2021.4.1 86人	2023.4.1 85人	
8 公社等への県財政支出総額（当初予算額）	2018.4.1 約85億円	2021.4.1 約92億円	2023.4.1 約71億円	
9 県政情報の認知度	92.3%	92.0%	100.0%	25
10 広報活動の満足度	60.1%	57.4%	70.0%	
11 県広報ソーシャルメディア閲覧件数	23,417件	41,819件	32,000件	
12 知事とのふれあいフォーラムの開催回数	11回	1回	10回	26
13 審議会等における公募委員の比率	7.1%	7.1%	10.0%	26
14 審議会等における女性委員の比率	46.3%	45.9%	50.0%	
15 法人県民税及び法人事業税の電子納税の利用率	未実施 —	4.1%	60.0%	28
16 県の行財政改革についての認知度	28.5%	25.1%	100.0%	30
17 県の行政機関における対応についての満足度	83.3%	81.7%	90.0%	
18 県事業における協働事業数	373件	418件	400件	31
19 ボランティア登録団体数	2,124団体	1,805団体	2,170団体	32
20 指定管理者制度導入施設における利用者数	3,397,960人	1,665,157人	3,550,000人	34
21 知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	2019.4.1 14.1%	2021.4.1 16.0%	2023.4.1 17.0%	42
22 教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合	2019.4.1 23.8%	2021.4.1 28.4%	2023.4.1 27.0%	
23 職員のワーク・ライフ・バランスの実現度 （知事部局）	55.4%	63.5%	70.0% 以上	46
24 庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度 （知事部局）	48.6%	55.3%	70.0% 以上	
25 男性職員の育児休業取得率（知事部局）	9.8%	17.6%	15.0%	47
26 サーバ統合基盤を利用するシステムの割合	80.5%	95.0%	100.0%	51
27 県庁の温室効果ガス排出量	2017年度 52,515 t-CO <sub>2</sub>	2019年度 42,986 t-CO <sub>2</sub>	50,609 t-CO <sub>2</sub>	52
28 個人県民税（均等割・所得割）滞納繰越調定額の割合	3.1%	2.5%（暫定値）	2.5%	53
29 自動車税納期内納付率（件数ベース）	79.1%	82.1%	83.6%	53
30 不動産売払収入	468百万円	382百万円	150百万円	56
31 ひなたGISへの新規掲載データ数（累計）	8件	25件	40件	57

行財政改革において特徴的な取組について

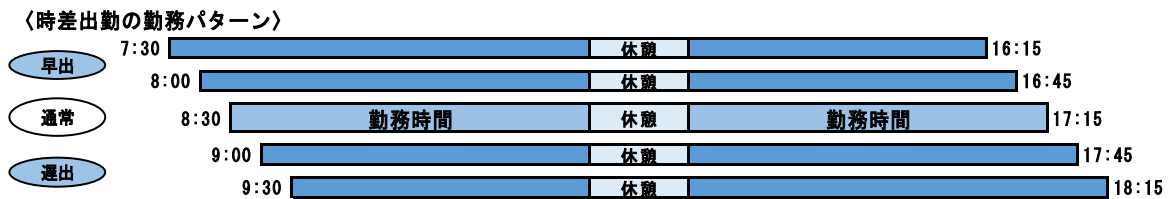
1 働き方改革の推進

(1) テレワークの推進

- テレワーク用パソコンや県庁 LAN に接続できる通信装置を配備するとともに、新たなコミュニケーションツール「Microsoft Teams」を導入し、県庁内外の研修、会議や打ち合わせ等で活用
- 在宅勤務の試行を実施するとともに、サテライトオフィスの利用促進を図るなど、テレワークを推進  
R 2 年度 在宅勤務実施回数：4, 3 1 6 回 (知事部局全体 (県外事務所含む))  
R 2 年度 サテライトオフィス利用者数：2 9 9 人 (知事部局延べ人数)

(2) 時差出勤の実施

- 早期退庁や遅出出勤により、朝夕の時間を有効活用した仕事と家庭の両立の推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした職員密度の低減等を図るため、時差出勤を実施  
R 2 年度 実施回数：約 5 4, 0 0 0 回 (知事部局対象職員 3, 6 2 0 人、R 2.5~R 3.3 延べ回数)



(3) ICT活用の推進

- AI を活用した議事録作成支援システムを導入し、会議録等作成時の業務負担を軽減  
業務時間の削減見込み：約 1, 7 0 0 時間
- 庁内 2 0 業務について R P A (ロボティック・プロセス・オートメーション) を導入し、定型の事務作業を自動化

業務名	削減見込時間 (年間)	業務名	削減見込時間 (年間)
児童手当認定等業務	256	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証交付業務	32
通勤手当認定入力業務	4	指定難病医療費助成業務	20
防災拠点庁舎備品一括登録業務	33	卸売市場取扱実績集計業務	73
福祉行政報告例作成業務	12	内部統制点検業務	84
犯罪統計資料月報作成業務	1890	中小企業補助金資料作成業務	47
犯罪統計資料年報作成業務	295	治山事業進捗状況・概算払請求業務	225

- 令和 2 ~ 4 年度の 3 年間で、1 0 0 業務に R P A を導入予定

## 2 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進

- 令和2年度から令和6年度までを推進期間とする、宮崎県特定事業主行動計画（第4期）「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定
- 育児休業等を取得しやすい環境の整備や、男性の育児休業等の取得促進、女性職員の活躍推進に向けた取組等を実施
- 令和2年度以降の主な取り組み
  - ・女性職員がつわり等の際に利用できる休憩スペースを設置
  - ・自身や配偶者の妊娠・出産から職場復帰までを計画する「子育てマイプラン」を作成し、所属での面談を実施
  - ・仕事と家庭の両立等に関する不安や悩みを持つ女性職員の相談窓口となる「女性職員サポート制度」を令和3年度より男性職員にも拡充
  - ・仕事と家庭の両立や男性の育休取得を促進するため、研修を実施
  - ・数値目標・実績（知事部局）

項目	R1 実績 (知事部局)	R2 実績 (知事部局)	目標値 (R6 年度)
男性の育児休業取得率	17.1 %	<b>17.6 %</b>	20.0 %
男性の育児参加休暇取得率	73.9 %	<b>83.3 %</b>	100.0 %
女性の育児休業取得率	100.0 %	<b>100.0 %</b>	100.0 %
職員1人当たり年次休暇 取得日数	12.7 日 (R1 暦年)	<b>集計中</b> (R2 暦年)	16 日 (R6 暦年)
副主幹ポスト職以上に占める 女性の割合	15.1 % (R2.4.1)	<b>16.0 %</b> (R3.4.1)	17.5 % (R7.4.1)

【参考】男性職員育児休業取得率の上位団体（全合計（首長部局等、警察、教育含む））  
※総務省「令和元年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

	団体名	育児休業 取得率	前年度 取得率
1	鳥取県	26.1%	7.3%
2	岐阜県	13.0%	6.6%
3	沖縄県	12.1%	7.9%
4	青森県	10.7%	5.6%
5	<b>宮崎県</b>	<b>10.7%</b>	<b>4.1%</b>
6	広島県	9.1%	6.3%
7	三重県	8.1%	8.1%
8	埼玉県	8.0%	3.2%
9	山口県	7.8%	6.1%
10	山形県	7.0%	3.1%



# 宮崎県行財政改革懇談会設置要綱

平成7年5月19日  
総務部

## (設置)

第1条 行財政運営全般にわたり有識者から広く意見を求め、本県における行財政改革の推進に資するため、宮崎県行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。  
(1) 県が行財政改革に関する大綱の策定及び実施に関すること。  
(2) その他行財政改革の推進に関すること。

## (構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

## (任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

## (会議)

第5条 懇談会は、知事が招集する。  
2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
3 座長は、懇談会を主宰する。  
4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。  
5 知事は、必要があると認めるときは、知事が指定する特定の委員のみによる部会を開催することができる。

## (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、宮崎県総務部人事課行政改革推進室において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成7年5月19日から施行する。
- 2 行政改革懇話会設置要綱（昭和56年1月27日定め）は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成15年8月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年1月12日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年8月9日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に委嘱されている委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

氏 名	職 名
奥口 一人	(公募による選任)
黒木 定藏	宮崎県町村会会長（西米良村長）
黒田 奈々	NPO法人ドロップインセンター副理事長
高妻 和寛	公認会計士
税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン専務取締役
四方 由美	宮崎公立大学教授
末崎 和彦	宮崎日日新聞社論説委員長
杉山 智行	一般財団法人みやぎん経済研究所主任研究員
土田 博	南九州短期大学教授
中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長
中島 隆志	(公募による選任)
馬場 愛子	中小企業診断士
山口 和子	株式会社ポップミックス代表取締役

山口 節子

宮崎県商工会議所女性会連合会理事

(五十音順)